

第 4 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 8 年 2 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 40 分

<p>1 開会の辞 事務局長</p>	<p>只今から第 4 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(瀬木 光)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(瀬木 光)</p>	<p>只今の出席委員は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、第 4 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、6 番議席二之湯和彦委員と、8 番議席小林政則委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長</p>	<p>それでは、日程第 2「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 2 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (委員会処分) 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので</p>

議決を求める。令和8年2月10日提出 いなべ市農業委員長
瀬木 光

今回の3条所有権移転の申請は、6件、7筆、面積4,630.00㎡です。

<62番案件>の申請地は、藤原町下相場地内の田です。

譲受人である藤原町長尾の[]が、神奈川県藤沢市の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,597㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<63番案件>の申請地は、北勢町別名地内の畑です。

譲受人である北勢町垣内の[]が、北勢町別名の[]が所有する議案書に記載の1筆、397㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<64番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の田です。

譲受人である員弁町大泉新田の[]が桑名市の[]が所有する議案書に記載の1筆、617㎡を売買により譲り受ける申請です。

<65番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。

譲受人である四日市市の[]が北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、717㎡を売買により譲り受ける申請です。

<66番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である北勢町麻生田の[]が大安町丹生川上の[]が所有する議案書に記載の2筆、618㎡を売買により譲り受ける申請です。

<67番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。

譲受人である石樽南の[]が名古屋市の[]が所有する議案書に記載の1筆、684㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上所有権6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。

議長

事務局の説明は終わりました。
何か質問はありますか。

<p>(日程第3) (日程第4) (日程第5)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>特に無いようですので、採決を行いたいと思います。</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第14号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第15号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第16号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年2月10日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は、11件、25筆で10,283.00㎡です。 <69番案件>の申請地は北勢町別名及び垣内地内の畑です。農地区分は、2種及び3種農地です。 転用計画としては、北勢町東村の[]が北勢町別名の[]が所有する議案書に記載の2筆、55.00㎡を進入用道路用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土・盛土なしです。現状のまま利用します。 <70番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の田です。農地区分は、3種農地です。 転用計画としては、東京都中央区の[]が大安町丹生川中の[]が所有する議案書に記載の1筆、762.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p>
--	---

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。雨水のオーバーフロー分は、北側から東側にかけての道路側溝へ排水します。

<71 番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の田畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大安町梅戸の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の4筆、1,941.00㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

所有権移転後、譲受人が取締役を務める会社へ貸す計画です。

<72 番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、桑名市の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の3筆、1,555.00㎡を隣接雑種地及び原野627.72㎡と併せて2,182.72㎡を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。西側、南側、東側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透及び北側道路側溝にて処理します。

<73 番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、2種及び3種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が買弁町石仏の [] が所有する議案書に記載の2筆、1,098.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<74 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が大安町石樽南の [] が所有する議案書に記載の3筆、1,459.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<75 番案件>の申請地は、北勢町飯倉地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が北勢町飯倉の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、557.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<76 番案件>の申請地は、北勢町京ヶ野新田地内の 1 筆は畑、外 2 筆は登記地目畑、現況地目山林です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が北勢町ニ之瀬の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、791.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

3 筆中 2 筆は、以前から山林として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<77 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の登記地目畑、現況地目山林です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が北勢町田辺の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、1,264.00 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

以前から山林として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<78 番案件>の申請地は、大安町片樋地内の登記地目田、現況地目畑です。農地区分は、1 種農地です。

転用計画としては、桑名市の [] が大安町片樋の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、304.00 m²を事務所用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。西側、南側、東側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は雨水樹で集水し既存の側溝へ放流します。

<79 番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の[]が大安町丹生川上の[]が所有する議案書に記載の1筆、497.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は南側道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第4 議案第15号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年2月10日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光

今回の5条賃貸借権の申請は、1件、1筆、面積267.00㎡です。

<15 番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の登記地目畑、現況地目山林です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、愛知県碧南市の[]が大安町宇賀新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、267.00㎡を隣接山林5,699.21㎡と併せて5,966.21㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

以前から山林として利用しているため、始末書が提出されています。

土地造成は一体利用地を併せて、切土最大約1.2m、盛土最大1.7mです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、沈砂池に集約し、道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第 5 議案第 16 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 8 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員長
瀬木 光

今回の 5 条使用貸借権の申請は、1 件、1 筆、面積 305.00 m²です。

<14 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑、一部雑種地です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、岐阜県羽島市の■■■■が大安町南金井の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、305.00 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

以前から土地の一部を駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は盛土 30cm 以内、切土 30cm 以内です。西側、北側には既設擁壁があり、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既存道路側溝へ放流します。

以上 5 条所有権移転 11 件、賃貸借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件の計 13 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきまして、2 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」11 件、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1 件、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長	<p>ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
中村正治委員	<p>所有権移転 78 番案件についてですが、こちらの農地区分は 1 種農地ですが転用は可能なのですか。</p>
事務局	<p>本来は原則転用不可ですが、集落接続する住宅への転用や、既存施設の拡張などは、例外的に転用が認められています。</p>
議長	<p>他に特に無いようですので、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第 6) 議長	<p>続きまして、議案第 17 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>日程第 6 議案第 17 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 8 年 2 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は 2 件、4 筆、3,178.00 ㎡です。 <58 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田 です。 願出者は員弁町大泉新田の [REDACTED] で、345 番は平成 5 年から、347 番 1 は昭和 40 年から宅地として転用、94 番は平成 10 年頃から原野に転用し、現在に至っております。 <59 番案件>申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。 願出者は四日市市の [REDACTED] で、平成元年頃から資材置場に 転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 2 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の 結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほど よろしくをお願いします。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土 地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を 元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 17 号「非農地証明願承認につい て」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委 員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しまし た。</p> <p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。</p>

	<p>事務局 全国農業新聞購読についてですが、4月からは情報提供活動として事務局にて新聞を購入いたします。農政情報としてご活用していただきますようお願いいたします。</p>
	<p>議長 次回の現地調査ですが、3月3日午前9時から実施いたします。1番議席近藤修委員と7番議席小寺俊行委員は出席をお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言 議長</p>	<p>それでは、これをもちまして第4回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございます。</p>
<p>【午前9時40分閉会】</p>	

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____